

議案第16号 小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

小松島市行政情報公開条例新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の目的が損なわれると認められるもの、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 実施機関又は<u>国等</u>が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>オ 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の目的が損なわれると認められるもの、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 実施機関又は<u>他の地方公共団体</u>が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>オ 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>改正</p>